令和３年９月３０日
京都市ＰＴＡ連絡協議会

「緊急事態宣言」の解除を踏まえたＰＴＡ活動について

この度，京都府全域への緊急事態措置が令和３年９月３０日（木）で解除されることを踏まえ，学校園においては，「「緊急事態宣言」の解除を踏まえた教育活動等について（Ｙ９０４Ｂ８）」が示されました。(*)

これを受けて，**ＰＴＡにあっては，家庭内での感染防止の取組を徹底することも含め，新型コロナウイルス感染拡大防止に引き続き最大限取り組むとともに，１０月１日以降において対面による活動を行う場合には，上記の要請に従う**こととします。

なお，学校園に示された今回の通知(*)以降，所謂「第６波」等により感染状況が悪化する場合は，その時の状況をみて判断することとし，改めてお知らせします。

（＊）「緊急事態宣言」の解除を踏まえた教育活動等について（９月２９日）（Ｙ９０４Ｂ８）抜粋

１　基本的な感染防止対策，児童生徒・教職員の健康観察の徹底，周知・啓発の徹底について

引き続き，以下のとおり，基本的な感染防止対策，児童生徒・教職員の健康観察の徹底を図るとともに，児童生徒等に確認された感染の初発者の経路判明９割以上が保護者等の感染に伴う家庭内感染を起因としていることを踏まえ，家庭への啓発等に取り組むこと。

（１）（２）　（略）

（３）上記（１）（２）と合わせ，家庭内での感染拡大防止を徹底していただくため，引き続き，各学校・幼稚園から各家庭に対して，感染防止の取組徹底を働きかけること。

【例】・日中を含めた不要不急の外出自粛等，各家庭における移動に伴うリスク軽減の取組励行
・基本的感染防止対策や黙食等の飲食時の感染防止対策の徹底等
・家庭内での健康観察や室内換気等の徹底，マスク着用や手洗い，食器・タオル等の共用を避ける等
・身体的距離の確保の励行
・友人等とのホームパーティーなど家族や普段一緒にいる人以外との会食の自粛

（４）　（略）

２　具体的な教育活動について

（１）～（３）　（略）

（４）市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等について，感染症対策を十分に講じたうえで，実施可能とする。なお，その必要性を十分に検討したうえで，実施の適否を判断するとともに，講師等の居住地等が感染拡大地域（まん延防止等重点措置適用の地域を含む都道府県等）に該当する場合，実施時期の変更等を検討すること。

（５）～（７）　（略）

３～７　（略）

８　地域諸団体等の学校施設利用等について

（１）下記①～④のＰＴＡや地域諸団体等による学校施設の利用等については，通常通り（２１時まで）とする。利用にあたっては，引き続き，十分な感染防止対策の徹底を利用団体へ依頼すること。

① 京都市立学校体育施設開放事業・京都市立高等学校体育施設開放事業
② 学校ふれあいサロン事業・学校コミュニティプラザ事業
③ 学校施設を使用した会議（ＰＴＡ・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等）
④ ＰＴＡ・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等が主催する活動

（２）地域諸団体や幼稚園，保育園等が主催する運動会等，多数の参加者が想定されるイベントでの使用については，主催者の準備に要する時間等にも適切に配慮しながら，京都府知事からの要請内容等を踏まえた実施内容となるような工夫など，主催団体と十分に協議して対応すること。

（３）　（略）

９　上記２～４及び８の各項目の措置期間について

教育活動における感染拡大防止の徹底については，継続的な取組となるが，とりわけ，上記２～４及び８に記載した教育活動等に関する留意事項等については，令和３年１０月１日（金）以降を対象とする。

なお，今後の感染状況等により，対応を変更する場合は改めて通知する。

また，項目１及び５～７については，特に期間を設けるものではないため，継続的に取り組むこと。

＜参考＞

９月２８日（火）に開催された第４３回京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において，緊急事態措置解除後の市立学校園の教育活動・図書館等の対応について報告されています。京都市ホームページにおいて関連資料が掲載されていますのでご参照ください。

・緊急事態措置解除後の市立学校園の教育活動・図書館等の対応について
https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000267/267621/0309280600siritugakkouen.pdf